

【医療費控除】

生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費が対象となります。

還付金の計算式

平成21年中に支払った 医療費の額	-	保険金などで 補てんされる金額	-	10万円	=	医療費控除額 (上限200万円)
----------------------	---	--------------------	---	------	---	---------------------

例: 生命保険、損害保険から
出る入院給付金や、
健康保険から給付される
高額医療費などです。

注: 所得が200万円未満
の場合、10万円では
なく、所得の5%に
なります。

医療費として認められる？認められない？

認められる

領収書または
支払の証明が必要

条件次第で認められる

認められる場合は領収書、
または支払の証明が必要

認められない

検査	・再発の可能性が高い病気の 治療を終えた後の定期健診代	・人間ドックの費用(異常が認められ 引き続き治療する場合は可)	・インフルエンザや 海外渡航前の予防注射
妊娠	・不妊治療の費用や 人工授精の費用	・妊娠中絶の費用(母体保護法に 基づく場合は可)	・薬局で買った 妊婦判定薬の代金
出産	・助産婦に支払う費用	・出産入院中の食事代(病院から 出されるものは可)	・紙おむつなどの 育児用品代
歯科	・通常行われる歯の治療費用 ・金などの材料やインプラント治療費	・歯列矯正の費用(発育中の子供の 歯列矯正は可)	・歯垢、歯石などの 除去費用
眼科	・緑内障、白内障の眼鏡代	・子供の眼鏡代 (医師の指示による場合は可)	・通常の近視、乱視、遠視用の 眼鏡、コンタクトレンズ代
通院	・通院に必要な電車・バス代	・タクシー代 (緊急の場合や出産時の入退院は可)	・マイカー通院のガソリン代 や駐車場代
薬	・薬局で購入した治療用のカゼ薬 胃腸薬、湿布薬の代金	・漢方薬、ビタミン剤、花粉症用の鼻スプレー (医師の指示による場合は可)	・健康維持のための 漢方薬、ビタミン剤
あんま 鍼など	・腰痛治療のための鍼灸費用	・指圧、鍼、カイロプラクティックの費用 (柔道整復師など有資格者によるものは可)	・自宅で購入した マッサージ機の代金
介護用品	・在宅介護用の車椅子や 歩行器のレンタル代	・寝たきりの人のおむつ (「おむつ証明書」があれば可)	・在宅療養用ベッドの 購入代金

よくある間違いの例

- 薬局のレシートだけで、内容が不明
 - 薬品名を記載して下さい。

- 会社の健康保険組合等が発行した「医療費のお知らせ」を領収書として添付している
 - 領収書ではありません。

- 保険金などで補てんされる金額を控除していない
 - 医療保険金、入院給付金、障害保険金など
高額医療費、出産育児一時金などが当てはまります。
(なお、出産手当金、傷病手当金などは補てん金にはあたりません)

- 支払った医療費の額を上回る補てん金の額を他の医療費から差引いている
 - 補てんの対象となる医療費ごとに計算して下さい。